

(7) 審査会について

難病法における指定難病審査会に関する規定

- 難病法では、都道府県、指定都市は、特定医療費の申請があった場合に、支給認定をしないこととするときは、指定難病審査会の審査を求めなければならないこととされている。
- 指定難病審査会は、各都道府県及び各指定都市に設置され、委員は、学識経験を有する指定医の中から都道府県知事及び指定都市市長が任命することとされている（任期は2年）。

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

（支給認定等）

第七条

2 都道府県は、前条第一項の申請があった場合において、支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する指定難病審査会に当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

（指定難病審査会）

第八条 前条第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病審査会を置く。

- 2 指定難病審査会の委員は、指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。
- 4 この法律に定めるもののほか、指定難病審査会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）

（指定難病審査会の委員の任期）

第二十九条 法第八条第一項の指定難病審査会の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 指定難病審査会の委員は、再任されることができる。

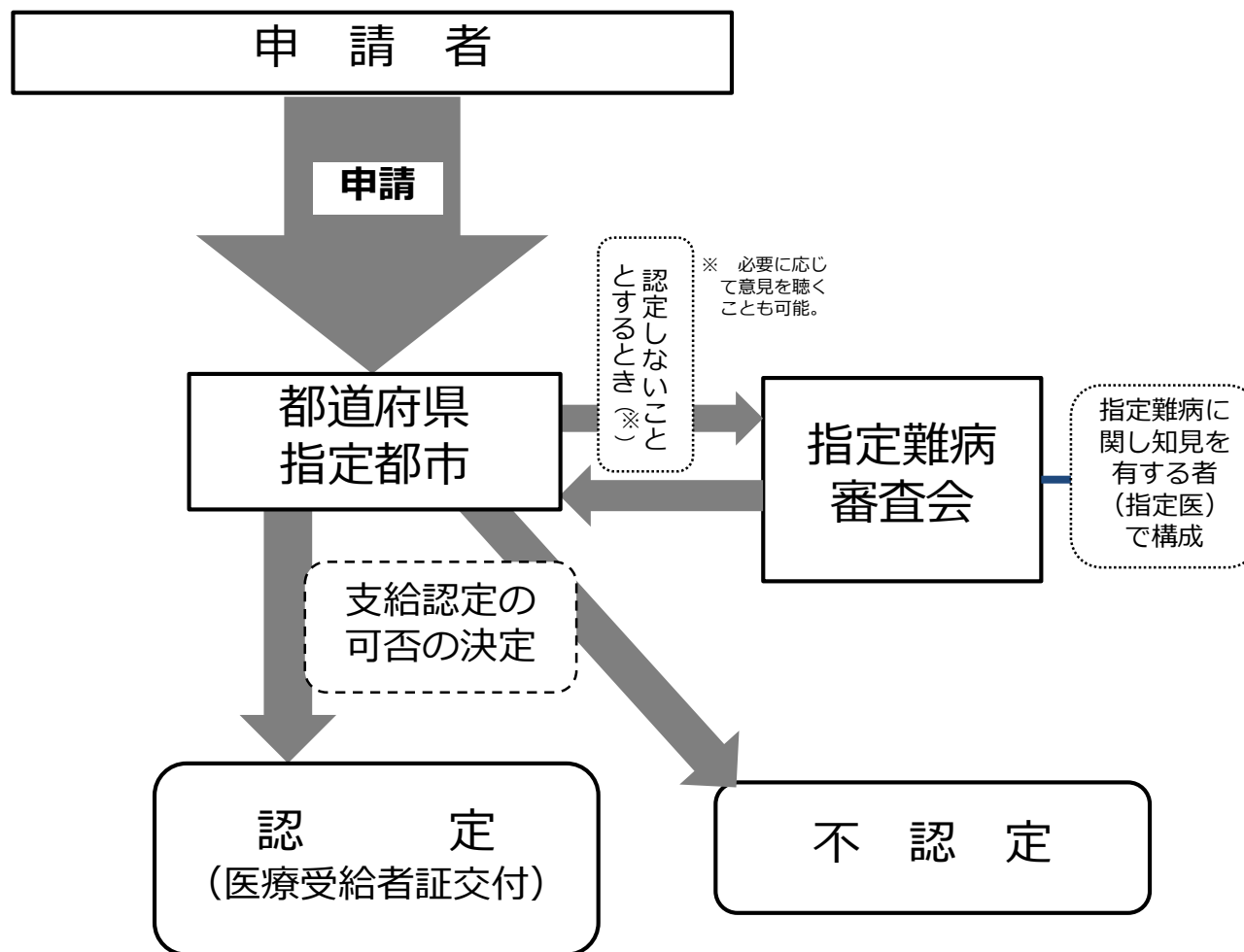
（会長）

第三十条 指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

特定医療費の支給認定の手続について

- 都道府県、指定都市は、指定難病の患者又はその保護者からの申請に基づき、当該患者が特定医療の対象になると認められる場合には支給認定を行う。
- 都道府県、指定都市は、支給認定しないこととするときは、指定難病審査会の意見を聴かなければならない。



児童福祉法における小児慢性特定疾病審査会に関する規定

- 児童福祉法では、都道府県、指定都、中核市及び児童相談所設置市市長は、小児慢性特定疾病医療費の申請があった場合に、支給認定をしないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会の審査を求めなければならないこととされている。
- 小児慢性特定疾病審査会は、各都道府県等に設置され、委員は、学識経験を有する医師等の中から都道府県知事等が任命することとされている（任期は2年）。

○児童福祉法（昭和22年法律第64号）

第十九条の三

- 4 都道府県は、第一項の申請があつた場合において、医療費支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

第十九条の四 前条第四項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、小児慢性特定疾病審査会を置く。

- 2 小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。
- 4 この法律に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○児童福祉法施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）

第七条の二十五 法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 小児慢性特定疾病審査会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会の運営に関し必要な事項は、小児慢性特定疾病審査会が定める。

小児慢性特定疾病医療費の支給認定の手続について

- 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市市長は、小慢児童等の保護者からの申請に基づき、当該患者が小慢医療の対象になると認められる場合には支給認定を行う。
- 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市は、支給認定しないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会の意見を聴かなければならない。

支給認定の申請手続

